

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	三浦工業株式会社			コード	6005
提出日	2025/6/2	異動(予定)日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	2025年6月に開催される定時株主総会の決議事項として、武藤直樹氏及び正力裕子氏の社外取締役新任が付議され、それに伴い樋口建史氏及び佐伯直輝が社外取締役を退任するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし		
1	武藤直樹	社外取締役	○																新任	有
2	安藤吉昭	社外取締役	○																	有
3	小池達子	社外取締役	○																	有
4	正力裕子	社外取締役	○																新任	有
5																				

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	武藤直樹氏は現在もテルモ株式会社に在籍し、同社のアドバイザーを兼務しておりますが、当社とテルモ株式会社は過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の売上高の0.1%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	武藤直樹氏は、テルモ株式会社でCAF0(チーフ・アカウンティング・アンド・フィナンシャル・オフィサー)の職責を担い、経営全般において十分な見識を有しております。加えて、海外での豊富な経験や財務、会計における高度な専門知識も有しており、経営全般、特にグローバルでの事業拡大を目指す当社の経営に適切な助言や監督等ができるものと判断いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員に指定いたしました。
2	該当なし	安藤吉昭氏は、コニカミノルタ株式会社で2007年4月から執行役、2010年6月から取締役常務執行役CFOの職責を担い、経営全般において十分な見識を有しております。また、同社で2014年4月から監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員を務めており、同氏は知見と見識を活かし当社の経営に対する監督ができるものと判断いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。
3	該当なし	小池達子氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に関する相当程度の知見を有しております。アナウンサーとして培われた経験や幅広い見識に加え、他社における社外取締役としての企業経営の知見から様々な視点でのアドバイスを期待し、かつ高い倫理観、公正・公平な判断力をもって業務執行に対する監督ができるものと判断いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員と指定いたしました。
4	正力裕子氏は現在も日本電気株式会社に在籍し、同社エンタープライズビジネスユニット製造ソリューション事業部門スマートインダストリー統括部上席プロフェッショナルを兼務しておりますが、当社と日本電気株式会社は過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の売上高の0.15%を超えておりませんので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。	正力裕子氏は、NECプラットフォームズ株式会社で2019年4月から執行役員(営業部門担当)の職責を担い、経営全般や営業活動、DXにおける十分な見識を有しております。これらの見識や他社における社外取締役としての企業経営の知見から、様々な視点での助言や監督等ができるものと判断いたしました。また、独立性の高い役員であるため、当社取締役会において独立役員に指定いたしました。
5		

## 4. 補足説明

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。
1. 現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
2. (1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。 (2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3. 現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額が当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4. 相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5. 役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。